

# 特装車

## メンテナンスニュース

No 1 1998.11

日頃は(社)日本自動車車体工業会会員会社の特装車をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、このたび当特装部会では、お客さまの特装車を安全に末永く使用して頂くために「特装車メンテナンスニュース」をシリーズで発行する運びとなりました。

日常の保守、点検、整備等の参考として頂けましたら幸いです。  
まず「No1」では、「定期点検について」お送りいたします。

### 定期点検について

「特装車」を快調にご使用いただくためには、「正しい取り扱い」は勿論ですが、「日常の手入れと異常を早期に発見し処置する」ことが大切です。そこで、この点検は架装メーカー指定の点検個所と時期に実施をしましょう。

これらの点検は、技術と設備のある各メーカー指定のサービス工場でお受け致します。

(注)「特装車」は多くの部品から構成されています。使用している間に各部が摩耗劣化したり、調整が必要となる個所があります。もしそのままご使用をされると故障や事故の原因となることがあります。

また、法令で定期点検の実施を義務付けられている特装車もあります。

#### 法令等で定期点検(検査)が義務付けられている特装車

| 機種名        | 点検(検査)時期 |    |     |     | 関係法令等      | 罰則・備考                          |
|------------|----------|----|-----|-----|------------|--------------------------------|
|            | 始業       | 月例 | 年次  | 5年  |            |                                |
| 高所作業車      | ○        | ○  | ◎注1 |     | 労働安全衛生法    | 50万円以下の罰金                      |
| 穴掘建柱車      | ○        | ○  | ◎注1 |     | 〃          | 〃                              |
| コンクリートポンプ車 | ○        | ○  | ◎注1 |     | 〃          | 〃                              |
| クレーン付トラック  | ○        | ○  | ○   |     | 〃          | 〃                              |
| タンクローリ     | ○        | ○  | ○   | ○注2 | 消防法、計量法    | 消防法：30万円以下の罰金<br>計量法：50万円以下の罰金 |
| 塵芥車        | ○        | ○  | ○   |     | 労働省通達      | ――                             |
| ダンプ車       |          |    | ○   |     | ダンプ規制法(通称) | 自重計検定なき時は車検不合格となる              |

注1:特定自主検査と云い資格者が行う検査です。注2:タンクの水圧試験と流量計の検定(流量計付きの場合)が必要です。

#### 定期点検のメリット

- \* 安心感を持って作業できます。
- \* 故障、修理による稼働率の低下を防ぎます。
- \* 不用な修理費を最小限に押さえられます。
- \* 特装車の性能を維持することができます。

特装車メンテナンスニュース No 2 は、「定期交換部品について」お送りします。